

岩手県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 11 号

岩手県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県自然環境保全条例施行規則（昭和 49 年岩手県規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別地区内における許可等を要しない行為等)</p> <p>第20条 条例第15条第10項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 木竹を伐採することであって次に掲げるもの ア～オ [略]</p>	<p>(特別地区内における許可等を要しない行為等)</p> <p>第20条 条例第15条第10項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 木竹を伐採することであって次に掲げるもの ア～オ [略]</p> <p><u>カ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。